

# せり売り内容説明書

令和元年10月31日

留萌南部衛生組合  
組合長 中西俊司

せり売りに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、本せり売り内容説明書及び物件等を熟知の上、参加してください。

## 1 せり売り物件及び予定価格（せり売り開始価格）

車名等	初度登録 年 等	バケット 容量	予定価格 (せり売り開始価格)
キャタピラージャパン ホイールローダ	平成25年	0.6 m <sup>3</sup>	495,000 円 (450,000 円)

※形式等の詳細は、別紙物件概要書のとおり

## 2 参加希望者に必要な要件

せり売り参加希望者は留萌市、増毛町及び小平町（以下「構成市町」という。）に住所を有する個人又は法人とします。ただし、次の各号に該当する場合はせり売りに参加することができません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人及び未成年者である者。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者、又は、暴力団が実質的に経営を支配している法人等。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者。
- (7) 構成市町税及び構成市町税外使用料等を滞納している者。

## 3 せり売り参加申込書

せり売り参加申込書（別紙様式）は令和元年11月25日（月）までに留萌南部衛生組合へ提出して下さい。（土曜日、日曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、せり売り参加申込書は持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けません。

※ せり売り参加申込書については、留萌南部衛生組合で配布しています。（せり

売り参加申込書は、留萌南部衛生組合ホームページからもダウンロードもできます。)

#### 4 物件の現地説明会

物件の現地説明会は次のとおり行います。(物件の内装及び外見等を確認できません)

なお、現地説明会に参加せずにせり売りにする場合においても、物件の現況等を確認しているものとみなします。

場所：留萌南部衛生組合生ごみ処理施設（小平町字鬼鹿富岡）

日時：令和元年11月20日(水)午後2時から午後3時まで

#### 5 せり売りの執行場所及び日時

##### (1) せり売りの執行場所

留萌市幸町1丁目11番地 留萌市役所 1階 1号会議室

##### (2) 日時

令和元年11月28日(木)午前10時から(受付 午前9時30分から)

##### (3) 当日持参するもの

① せり売り参加申込書(申込者控え)

② 委任状(代理人(副代理人)がせり売りに参加する場合)

※ 上記書類の提出が無い場合及びせり売り開始時間までに入室されなかった場合は、せり売りに参加することは出来ません。

#### 6 競落者の決定

せり合を行い、そのうちの予定価格(せり売り開始価格)以上で最高価格を付けた者を競落者とする。

なお、競落者が期日までに売払い代金を納入しなかった場合又は11に示す事項に該当することとなった場合は、予定価格(せり売り開始価格)以上で次に高い価格を付けた者を競落者とします。

#### 7 せり売り保証金

免除します。

#### 8 契約書の作成

要します。

#### 9 契約保証金

免除します。

#### 10 売払い代金の支払

留萌南部衛生組合が発行する納付書により、競落価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を契約締結の日から7日以内に納付しなければなりません。

#### 11 競落の無効

次に掲げる者のした競落は無効とします。

##### (1) せり売りに参加する資格を有していない場合

- (2) 競落した者が期日までに代金を納付しない場合
- (3) その他せり売り条件に違反した場合

## **1 2 物件の引き渡し**

- (1) 売払い代金の納付確認後、留萌南部衛生組合が指定する期間までに売り払い物件を引き渡すこととします。
- (2) 売り払い物件は現状渡しとし、留萌南部衛生組合は瑕疵担保責任を一切負わないものとします。
- (3) 引き渡し後速やかに、名義変更（又は登録抹消）手続きを行い、その証として変更手続き完了の証明書を提出して下さい。
- (4) 名義変更（又は登録抹消）手続き、物件の運搬、その他物件の引き渡し等にかかる費用は競落者の負担とします。

## **1 3 その他必要な事項**

- (1) 競落者は、売払物件の使用にあたり、自己の負担で必要な整備を行い、使用上の安全確認を行って下さい。
- (2) その他必要な事項については別途指示します。